

Information

木造住宅の耐震診断・耐震改修 —南海トラフ巨大地震等の大規模地震に備えて—

町では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修について、次のとおり支援を行います。



新制度の導入により、わずかな費用で耐震診断が実施可能に！
さらに、改修工事費は90万円までなら実質無料！

耐震診断 【申込期限：平成30年1月31日(水)】	耐震改修 【申込期限：平成30年1月31日(水)】
<p>対象となる住宅 昭和56年5月31日以前に着工された、2階建て以下の一戸建て木造住宅で、延べ面積が500平方メートル以下のもの。</p> <p>【耐震診断技術者派遣制度 ※先着10戸】 概要 対象となる住宅の耐震診断を希望する住宅の所有者に、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱に定める耐震診断技術者を派遣するものです。</p> <p>費用 診断結果に対する評価料3,000円または9,720円</p> <p>【補助制度 ※先着2戸】 対象となる耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断</p> <p>補助金の額 耐震診断に要する費用3分の2以内で限度額2万円</p> <p>※これまでの実績(県内) 診断費用：4～8万円程度で平均約5万円</p>	<p>対象となる住宅 ※先着2戸 町が実施する補助事業または耐震診断技術者派遣事業による耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅で、改修後「倒壊しない」「一応倒壊しない」と評価されたもの。</p> <p>補助金の額 ■改修設計に要する費用の3分の2以内 限度額20万円 ■改修工事に要する費用で限度額90万円 ■工事監理に要する費用の3分の2以内 限度額4万円</p> <p>代理受領制度 本制度は、耐震改修にかかった費用から補助金を差し引いた額を業者に支払い、補助金は町から業者に直接支払うといったものです。 これまでのように、申請者が耐震改修にかかった費用をいったん業者に全額支払う必要がなくなり、申請者の負担が軽減されることとなります。</p> <p>※これまでの実績(県内) ■設計費用：25～45万円程度で平均約29万円 ■工事費用：62～324万円程度で平均約147万円 ■監理費用：6～10万円程度で平均約7万円 □改修費用(設計+工事+監理) 97～367万円程度で平均約183万円</p>
<p>問い合わせ 役場 建設課 都市計画・管理係 内線2412</p>	

Information

生活道路整備にかかる原材料費支給について

地域の生活環境の整備および住民の福祉向上に寄与することを目的として、道路整備に要する原材料の費用を助成する制度を設けています。

補助対象となる道路

- ▶ 道路法に規定する道路(国道、県道、町道)でないもの
 - ▶ 道路区間内に現に居住している人家または公共施設があり、幅員が2メートル以上、延長が30メートル以上で車両の通行が可能なもの
 - ▶ その他町長が公共性が高いと認めたもの
- ※国、県または町の補助事業に採択されないものであること
 ※受益者が施工を行うものであること

補助対象経費

改良、舗装工事等に要する原材料費用

補助金の額

1カ所につき20万円以内

受付件数

3件 ※先着順

受付期間

平成29年5月25日(木)～12月28日(木)

※土日、祝日を除く

問 役場 建設課 都市計画・管理係 内線2411